

情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書

令和元年度

和歌山市

総務局総務部市政情報課

目 次

1 情報公開制度のあらまし	
1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開制度の経緯	4
2 情報公開制度の運用状況	
1 公文書開示請求等の処理状況	7
2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数	8
3 部分開示、不開示の理由別内訳	9
4 請求者の内訳	9
5 不服申立ての処理状況	10
3 情報提供の状況	
1 資料コーナーの設置	11
2 資料コーナーの利用状況	11
3 主な配架資料	13
4 個人情報保護制度のあらまし	
1 個人情報保護制度の意義	15
2 個人情報保護制度の概要	15
3 個人情報保護制度の経緯	20
5 個人情報保護制度の運用状況	
1 個人情報取扱事務の総数	23
2 目的外利用・外部提供の総数	24
3 個人情報開示請求等の処理状況	25
4 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数	26
5 部分開示、不開示の理由別内訳	27
6 不服申立ての処理状況	27
6 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	28
2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要	29
3 情報公開・個人情報保護審査会委員	32
7 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	33
2 情報公開・個人情報保護審議会委員	33

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申 (第37号) 34
(第38号) 40
(第39号) 45
(第40号) 51
(第41号) 57
(第42号) 63
(第43号) 68
(第44号) 74
(第45号) 80

1 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて公文書の開示をしなければならない義務を負わせる制度をいいます。

この制度は、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的としています。

本市では、平成5年12月に「和歌山市公文書公開条例」を制定し、平成6年7月に施行しました。さらに、制度施行後5年余を経た平成11年7月、より利用しやすい制度とするため条例を一部改正し、「和歌山市情報公開条例」として同年8月から施行しました。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 原則開示

情報公開制度の目的を達成するためには、この制度を実効性のあるものとするのが重要であり、市が保有する情報については、原則として開示することとし、例外として不開示とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限ることとします。

(2) 個人のプライバシーの保護

個人のプライバシーに関する情報は、最大限に保護します。

(3) 救済制度の確立

公文書開示請求に対する不開示の決定については、公正かつ公平な救済制度を確立します。

(4) 実効性のある制度の確立

情報公開制度が市民に有効に活用されるために、すべての市民に分かりやすく利用しやすい制度とし、迅速かつ適切な対応のできるシステムとします。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 対象となる公文書

公文書開示請求の対象となる公文書は、次の要件を備えているものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの
- イ 平成6年4月1日以後に作成し、若しくは取得した公文書又は平成6年4月1日以前に作成し、若しくは取得した公文書で、保存期間が永久と定められているもののうち整理を終了したもの。ただし、議会が管理するものにあつては、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

（3）請求権者

公文書の開示を請求できる方は、次のとおりです。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

（4）請求の方法

公文書の開示を請求しようとする方は、「開示請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

（5）公文書の開示義務

公文書の開示に当たっては、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示をしないことができます。

- ア 個人情報
- イ 法人等事業活動情報
- ウ 意思形成過程情報
- エ 事務事業執行情報
- オ 公共の安全等に関する情報
- カ 法令秘情報

（6）開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求書があつた日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は公文書の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき60日以内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

(7) 開示の方法

請求者に対する公文書の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(8) 第三者からの意見聴取

請求に係る公文書の中に第三者に関する情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができます。

(9) 請求者の費用負担

ア 公文書の閲覧及び視聴に係る費用は、無料とします。

イ 公文書の写しの交付に要する手数料は、請求者の負担とし、手数料等の額は次のとおりとします。

○写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

○写しの送付に要する費用は、送料相当額を徴収します。

(10) 他の制度との調整等

和歌山市情報公開条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合については、適用しません。

また、市民図書館、市立博物館その他市の機関において、公文書の特別な管理がされている場合、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている場合又は官報、白書、新聞等その他の公文書で、不特定多数の方が有償若しくは無償で入手することができる場合についても、適用しません。

(11) 救済手続

公文書の開示をしない旨の決定について審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければなりません。

(12) 情報公開の総合的な推進

実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報を積極的に提供するように努めます。

また、請求権者以外の方から公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めます。なお、手続については、開示請求に準じて行います。

(13) 出資法人の情報公開

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市情報公開条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるように努めます。

(14) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、情報公開条例の運用状況について公表します。

3 情報公開制度の経緯

年	月	日	検 討 事 項
平成	2年	3月 1日	○文書管理研究会設置 各部局主管課長等で構成。情報公開制度の導入について検討を開始
平成	4年	4月 ～5月	○先進都市調査実施 総務部行政事務開発室において先進35都市の制度、取り組み、運用等について調査
平成	4年	6月24日	○和歌山市情報公開推進委員会設置（平成4年6月～平成5年11月の間に3回開催） ・情報公開制度検討部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催） ・公文書管理部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催）
平成	4年	12月25日	○和歌山市情報公開懇話会設置（平成5年1月～7月の間に7回開催） 委員／学識経験者15名
平成	5年	12月21日	○和歌山市公文書公開条例制定
平成	6年	7月 1日	○和歌山市公文書公開条例施行
平成	7年	8月 1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正（和歌山市行政手続条例制定関連）
平成10年	4月 1日		○写しの交付に要する費用を1枚30円から20円に減額（告示）
平成11年	8月 1日		○和歌山市公文書公開条例一部改正 ・題名を「和歌山市情報公開条例」に改称 ・市民の知る権利の保障及び市の説明責任を明記 ・対象公文書の範囲の拡大 ・原則公開の適用除外項目の限定 ・存否を明らかにしないことができる公文書の規定の新設 ・出資法人等の情報公開の努力規定の新設
平成11年	10月 6日		○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公平委員会が廃止され、人事委員会が新設されたことに伴い実施機関の規定を改正
平成11年	10月 8日		○交際費関係書類の公開を開始

			<ul style="list-style-type: none"> ・市、市長、助役、収入役、教育長及び水道局長の交際費関係書類（支出内訳表、支出命令書、領収証書、その他支出証拠書類等）については金額、使途、支出の相手先等も含めて、全面公開することとした。
平成12年	1月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例第20条の規定により、出資法人等の情報公開制度がスタート ・制度を実施した法人 <ul style="list-style-type: none"> 和歌山市土地開発公社 財団法人和歌山市都市整備公社 財団法人和歌浦湾水産公社 財団法人和歌山市文化体育振興事業団 財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター 財団法人和歌山市福祉公社 有限会社和歌山管理サービス 和歌山市清掃株式会社
平成12年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 ・和歌山市議会が実施機関に加わる。
平成12年	9月28日		<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年	1月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正（審査会の運営に関する審議部分を削除）
平成13年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公文書の公開義務を明記 ・公開請求書の補正手続を明記 ・公文書の本人開示に関する規定を削除 ・自己情報に係る記載の訂正に関する規定を削除 ・和歌山市情報公開審査会に関する規定を削除
平成15年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成17年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 ・「公開」を「開示」に改正 ・不開示情報の規定中、機関間協力関係情報及び非公開条件付提供情報を削除 ・公益上の理由による裁量的開示規定を新設 ・開示決定等の期限の特例規定を新設 ・第三者保護に関する手続規定を明記 ・学術研究用資料、書籍等を適用除外文書とすることを明記

		<ul style="list-style-type: none"> ・不服申立人等に和歌山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した旨を通知する規定を新設 ・公文書の適正管理規定を明記
平成18年	4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市手数料条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公文書を用紙に出力したものに係る規定の整備 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (和歌山市の出資法人の統廃合に伴う規則改正) 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・有限会社和歌山管理サービス ・和歌山市清掃株式会社
平成19年	6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (和歌山市の出資法人の株式譲渡に伴う規則改正) 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・和歌山市清掃株式会社
平成23年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (公益財団法人への移行に伴う規則改正) <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター
平成27年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○総務課資料コーナー運営要綱一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの (1枚 直径120ミリメートル 50円) 追加
平成28年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法全部改正に伴う、同法に規定する審理員制度の適用除外等の所要の改正

2 情報公開制度の運用状況

1 公文書開示請求等の処理状況

令和元年度の請求件数（申出を含む。）は160件でした。
開示請求に対する処理状況は、表1のとおりです。

表1 公文書開示請求等処理状況

区 分		請求件数	処 理 状 況 (件)				
			開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
開 示 請 求	R元年度	124	23	84	12	—	5
	H30年度	113	33	64	7	9	—
	H29年度	167	26	132	6	—	3
	H28年度	279	59	191	27	—	2
	H27年度	161	27	127	4	—	3
開 示 申 出	R元年度	36	10	23	2	—	1
	H30年度	38	9	26	1	—	2
	H29年度	35	8	24	3	—	—
	H28年度	34	7	24	1	—	2
	H27年度	29	7	19	3	—	—

2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の請求（申出を含む。）の件数は、表2のとおりです。

表2 実施機関別公文書開示請求件数

区 分		R元年度
市 長	市 長 公 室	4
	総 務 局	11
	危 機 管 理 局	0
	財 政 局	4
	市 民 環 境 局	34
	健 康 局	5
	福 祉 局	6
	産 業 交 流 局	5
	都 市 建 設 局	39
	出 納 室	0
	小 計	108
教 育 委 員 会		32
選 挙 管 理 委 員 会		0
人 事 委 員 会		0
監 査 委 員		1
農 業 委 員 会		4
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		0
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)		5
消 防 長		0
議 会		10
合 計		160

3 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示理由の内訳は、表3のとおりです。

表3 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

第7条区分	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度
(1) 個人情報	74	60	131	161	115
(2) 法人等事業活動情報	49	57	59	144	122
(3) 意思形成過程情報	4	12	4	7	—
(4) 事務事業執行情報	13	19	78	126	70
(5) 公共の安全等に関する情報	—	4	—	2	—
(6) 法令秘情報	2	5	—	—	2

- * 1件中複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。
- * 第7条区分欄の括弧内の数字は、条例第7条の号番号を示しています。

4 請求者の内訳

請求者の区分別の請求（申出を除く。）件数は、表4のとおりです。

表4 請求者の区分別請求件数

区 分	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度
市内に住所を有する者	62	82	133	239	130
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	23	12	17	19	16
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	38	12	16	16	14
市内に存する学校に在学する者	—	—	—	—	—
前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	1	7	1	5	1

5 不服申立ての処理状況

公文書開示請求に対する不開示等の決定についての不服申立ての処理状況は、表5のとおりです。

表5 不服申立ての処理状況（件数）

		R元年度	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度
不 服 申 立 て	異議申立て					—
	審査請求	6	8	2	15	—
	合計	6	8	2	15	—
処 理 状 況	棄却	1	1	15	—	3
	認容	—	—	—	—	—
	一部認容	—	—	—	—	1
	却下	—	—	—	—	—
	取下げ	—	—	—	—	—
	合計	1	1	15	—	4

3 情報提供の状況

1 資料コーナーの設置

本市の情報提供の総合窓口として、また、職員の職務上の利用に供するために資料コーナーを平成6年7月の公文書公開条例の施行に合わせて設置し、市政情報の提供を積極的に推進しているところです。

資料コーナーには、市の施策・事業などを多くの市民に知っていただけるよう、本市の各部課が発行した刊行物などの行政資料を揃えています。

また、情報提供に関する相談、案内のほか、市の刊行物や行政資料の閲覧、写しの交付、販売等を行っており、多くの市民や職員に利用されています。

2 資料コーナーの利用状況

令和元年度の資料コーナーの利用状況は表1、有償刊行物の販売実績は表2のとおりです。

表1 資料コーナーの利用状況

区 分		利 用 件 数	写しの交付数
一 般	情報提供申出に係る写しの交付	7 1 8	<ul style="list-style-type: none"> ・白黒 15,703 面 ・カラー 772 面 ・FD 0 枚 ・録音テープ 0 本 ・光ディスク 106 枚
	閱 覧	3 9 4	
	行政資料の写しの交付	1 0 7	
	刊行物の販売	1 5 9	
	市長の資産等報告書の閲覧又は写しの交付	1	
	交際費の閲覧又は写しの交付	0	
	和歌山市公報の販売	0	
	小 計	1, 3 7 9	
職 員	閱 覧	1 9	/
	資料の貸出	3	
	小 計	2 2	
合 計		1, 4 0 1	

表2 有償刊行物の販売実績

有償刊行物の名称	販売単価	販売冊数	金額
平成30年度版 職員録	1,200円	1冊	1,200円
令和元年度版 職員録	1,300円	115冊	149,500円
第5次和歌山市 長期総合計画	2,380円	1冊	2,380円
都市計画マスタープラン 都市計画に関する基本的な方針	3,780円	2冊	7,560円
平成29年版 統計資料	250円	0冊	0円
平成30年版 統計資料	250円	11冊	2,750円
緑の基本計画	2,050円	1冊	2,050円
平成29年度版 和歌山市の環境	700円	0冊	0円
平成30年度版 和歌山市の環境	350円	0冊	0円
令和元年度版 和歌山市の環境	350円	2冊	700円
中高層建築物に関する指導要綱	180円	1冊	180円
道路位置指定取扱要領	400円	0冊	0円
都市計画 2016	1,840円	1冊	1,840円
平成29年度 わかやまし産業ファイル	300円	0冊	0円
平成30年度 わかやまし産業ファイル	350円	2冊	700円
令和元年度 わかやまし産業ファイル	350円	0冊	0円
平成30年度 清掃事業概要	700円	1冊	700円
令和元年度 清掃事業概要	620円	0冊	0円
第3次和歌山市環境基本計画	2,214円	0冊	0円
平成29年度版 市勢要覧	1,940円	0冊	0円
平成30年度版 市勢要覧	1,910円	0冊	0円
平成29年9月 定例会市議会議案 予算説明書	510円	0冊	0円
平成29年12月 定例会市議会議案 予算説明書	610円	0冊	0円
平成29年12月 定例会市議会議案 予算説明書(その4)	710円	0冊	0円
平成30年2月 定例会市議会 予算説明書	4,340円	0冊	0円
平成30年2月 定例会市議会 予算説明書(その2)	160円	0冊	0円
平成30年2月 定例会市議会 施策方針	170円	0冊	0円
平成30年2月 定例会市議会議案、予算説明書	2,220円	0冊	0円
平成30年2月 定例会市議会議案 予算説明書(その2)	160円	0冊	0円
平成30年2月 定例会市議会議案 予算説明書(その4)	630円	0冊	0円
平成30年6月 定例会市議会議案 予算説明書	990円	0冊	0円
平成30年9月 定例会市議会議案 所信	120円	0冊	0円
平成30年9月 定例会市議会議案 予算説明書	690円	0冊	0円
平成30年9月 定例会市議会議案 予算説明書(その2)	0円	0冊	0円
平成30年9月 定例会市議会議案 予算説明書(その3)	310円	1冊	0円
平成30年12月 定例会市議会議案、予算説明書	880円	0冊	0円
平成30年12月 定例会市議会議案、予算説明書(その2)	150円	0冊	0円
平成31年2月 定例会市議会 予算説明書	4,330円	1冊	4,330円

平成31年2月 定例市議会 施策方針	170 円	0 冊	0 円
平成31年2月 定例市議会議案、予算説明書	2,420 円	1 冊	2,420 円
平成31年2月 定例市議会議案、予算説明書 (その2)	220 円	1 冊	220 円
平成31年2月 定例市議会議案、予算説明書 (その4)	790 円	1 冊	790 円
平成31年2月 定例市議会議案、予算説明書 (その6)	170 円	2 冊	340 円
令和元年5月 臨時市議会議案、予算説明書	340 円	1 冊	340 円
令和元年6月 定例市議会議案、予算説明書	1000 円	1 冊	1000 円
令和元年9月 定例市議会議案、予算説明書	1,140 円	1 冊	1,140 円
令和2年2月 定例市議会議案、予算説明書	2,930 円	0 冊	0 円
令和2年2月 定例市議会議案、予算説明書 (その2)	200 円	0 冊	0 円
令和2年2月 定例市議会議案、予算説明書 (その4)	770 円	0 冊	0 円
令和2年2月 定例市議会 予算説明書	5,250 円	0 冊	0 円
令和2年2月 定例市議会 施策方針	200 円	0 冊	0 円
平成29年度予算内示資料	300 円	0 冊	0 円
平成30年度予算内示資料	360 円	0 冊	0 円
平成31年度予算内示資料	360 円	2 冊	720 円
令和2年度予算内示資料	420 円	5 冊	2,100 円
平成29年度 一般会計・特別会計・決算報告書	1,920 円	0 冊	0 円
平成30年度 一般会計・特別会計・決算報告書	2,270 円	1 冊	2,270 円
平成28年度 継続費清算報告書	50 円	0 冊	0 円
平成29年度 和歌山市歳入歳出決算書	3,780 円	0 冊	0 円
平成30年度 和歌山市歳入歳出決算書	3,996 円	1 冊	3,996 円
法人の経営状況を説明する資料 (平成29年6月13日)	330 円	0 冊	0 円
法人の経営状況を説明する資料 (平成30年6月12日)	330 円	0 冊	0 円
法人の経営状況を説明する資料 (令和元年7月1日)	390 円	1 冊	390 円
一般廃棄物管理票(1枚:5円/1,000枚)5,000円/箱	5,000 円	51.00 冊	255,000 円
合 計		209.00 冊	444,616 円

3 主な配架資料

資料コーナーの主な配架資料は、表3のとおりです。

表3 資料コーナーの主な配架資料

区 分		資 料 名 等
市長公室	政策調整部	・市勢要覧 ・市政世論調査概要 ・暮らしのページ ・市報わかやま など
総務局	総務部	・和歌山市公報 ・和歌山市例規集 ・和歌山市職員録 ・情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書 など
	企画部	・第5次和歌山市長期総合計画 ・和歌山市新エネルギービジョン ・統計資料 など ・政策研究グループ報告書 ・事務報告書 など
危機管理局	危機管理部	・和歌山市地域防災計画 ・和歌山市水防計画 ・和歌山市避難所マップ ・和歌山市津波避難計画 ・防災マップ ・和歌山市交通安全計画 など
財政局	財政部	・定例市議会議案 ・予算説明書 ・和歌山市の財政 など
	税務部	・市税概要 ・市税のしおり など

市民環境局	市民部	・住民基本台帳による指定区別人口及び世帯数調 ・指定区別年齢別男女別人口調 ・男女共生社会に関するアンケート調査報告書 ・第3次和歌山市男女共生推進行動計画 ・和歌山市人権施策行動計画指針 など
	環境部	・第3次和歌山市環境基本計画・和歌山市地球温暖化防止実行計画 ・和歌山市の環境 ・清掃事業概要 など
健康局	保険医療部	・和歌山市日常生活圏域ニーズ調査報告書・国民年金事務の概要 など
	健康推進部	・健康わかやま21 ・保健所年報 ・衛生研究所業務報告書 など
福祉局	社会福祉部	・和歌山市障害者計画及び和歌山市障害福祉計画 ・わかやま市の福祉 ・第5期和歌山市高齢者福祉計画 など
	こども未来部	・次世代育成支援行動計画 ・和歌山市父子手帳など
産業交流局	産業部	・わかやまし産業ファイル・和歌山市中心市街地活性化基本計画 など
	観光国際部	・わかやまし観光ガイド・史跡和歌山城 など
	文化スポーツ部	・写真に見る戦後の和歌山 ・写真にみるあのころの和歌山 ・和歌山市内遺跡発掘調査概報など
	農林水産部	・市場年報 ・アグリルネッサンス ・和歌山の漁業 など
都市建設局	建設総務部	・公共工事コスト縮減対策に関する行動計画 ・入札登録業者一覧 ・発注見込工事一覧 など
	道路河川部	・防災マップ 洪水版
	建築住宅部	・地域住宅計画 ・和歌山市営住宅ストック総合活用計画 など
	都市計画部	・和歌山市の都市計画 ・和歌山市都市計画マスタープラン・和歌山市緑の基本計画 ・建築行政年報 ・和歌山市道路位置指定取扱要領 など
出納室		・和歌山市歳入歳出決算書 など
教育委員会	教育学習部	・和歌山市の教育 ・教育広報わかやまし ・和歌山市の社会教育 ・市民図書館要覧 ・和歌山市立博物館研究紀要 など
	学校教育部	・学校便覧 ・えがお ・あゆみ など
選挙管理委員会		・選挙の結果 ・地方選挙のあゆみ など
人事委員会		・人事委員会年報 ・職員の給与等に関する報告書及び勧告 など
監査委員		・包括外部監査結果報告書 ・各会計歳入歳出決算審査意見書 など
農業委員会		・農地資料 など
公営企業管理者 (企業局)	経営管理部	・和歌山市水道統計年報 ・公営企業会計決算書 など
	水道工務部	・水質年報 など
	下水道部	・下水道の概要 ・公共下水道工事パンフレット など
消防局		・消防年報 ・火災・救急・救助統計 ・和歌山市消防計画 など
議会		・市政概要 ・和歌山市議会会議録 ・市議会だより など
和歌山県		・和歌山県統計年鑑 ・和歌山県環境白書 ・和歌山県港湾統計 など
国等		・各種白書 ・日本統計年鑑 ・官報 ・会計検査のあらまし など
雑誌		・月刊ガバナンス ・地方自治職員研修 ・自治実務セミナー など
その他		・現行日本法規 ・地方行財政調査資料 ・住民基本台帳人口要覧 ・ふるさと和歌山市 ・各種辞典 ・各種年鑑 など

4 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市の保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて保有個人情報の開示、訂正、利用停止をしなければならない義務を負わせる制度のことをいいます。

この制度は、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることを目的としています。

本市では、平成12年9月に「和歌山市個人情報保護条例」を制定し、平成13年4月に施行しました。さらに、平成20年4月、和歌山市情報公開条例と整合性を図るために全面的に見直し、一部改正を行い施行しています。

なお、本市の個人情報保護制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 収集制限の原則

個人情報の収集に関しては、個人情報取扱事務（個人情報を取り扱う事務をいう。）の目的を明確にするとともに、収集する個人情報の内容も当該目的を達成するために必要な範囲内に限定します。また、個人情報の収集は原則本人からとし、適法かつ公正な手段によることとします。

(2) 利用制限の原則

個人情報の利用は、原則として、あらかじめ明確にされた個人情報取扱事務の目的の範囲内に限定します。

(3) 個人参加の原則

個人が自己に関する個人情報の存在及び内容を知ることができ、かつ、必要な場合には、その情報の訂正及び利用停止をさせることができる手段を保障します。

(4) 適正管理の原則

収集、蓄積した個人情報は、正確かつ最新のものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講じます。

(5) 責任明確化の原則

個人情報の保護に関して、個人情報保護管理責任者等が負わなければならない責任の内容を明確にします。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 個人情報の範囲

個人に関する情報（事業を営む個人の当確事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

(3) 収集に関する制限

ア 実施機関が個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。

イ 実施機関が個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはなりません。

(4) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報取扱事務を開始し、廃止し又は変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければなりません。また、市長は届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければなりません。

(5) 利用及び提供の制限

実施機関は、原則として保有個人情報を個人情報取扱事務の目的を超えて利用したり、当該実施機関以外のものへ提供してはなりません。

(6) 電子計算機処理の制限

実施機関は、思想、信条及び宗教に関する保有個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある保有個人情報の電子計算機処理を原則として行ってはなりません。

(7) 電子計算機の結合の制限

実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、他の実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を原則として行ってはなりません。

(8) 適正な維持管理

実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次の措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければなりません。

ア 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。

イ 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

ウ 保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(9) 委託に伴う措置等

実施機関は、契約又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に基づき、個人情報取扱事務を他のものに処理させるときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 保有個人情報の開示

ア 開示請求権

(ア) 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が開示請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による開示請求をすることができます。

(エ) 本人が常時介護を必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障害により自ら開示請求の意思を表示することができない場合において、本人の権利利益を保護するために必要であると認めるときは、規則で定めるところにより、本人以外の者による開示請求をすることができます。

イ 保有個人情報の開示義務

保有個人情報の開示請求があったときは、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示しないことができます。

(ア) 法令秘情報

(イ) 医療情報

(ウ) 未成年者情報

(エ) 第三者情報

(オ) 法人等事業活動情報

(カ) 公共の安全等に関する情報

(キ) 意思形成過程情報

(ク) 事務事業執行情報

ウ 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき30日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

エ 第三者からの意見聴取

請求に係る保有個人情報の中に第三者に関する個人情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、当該第三者の意見を聴くことができます。

オ 開示の方法

請求者に対する保有個人情報の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(11) 開示請求の特例（簡易開示請求）

実施機関があらかじめ定める保有個人情報について、本人が開示請求しようとするときは、口頭により請求することができます。

(12) 他の制度による開示の実施

実施機関は、法令又は他の条例の規定により保有個人情報が本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、本条例の規定に関わらず当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示は行いません。

(13) 保有個人情報の訂正

ア 訂正請求権

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が、内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって訂正を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が訂正請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による訂正請求をすることができます。

イ 訂正の決定及び通知

実施機関は、訂正請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしています。

(14) 保有個人情報の利用停止

ア 利用停止の請求

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が（3）に定める収集に関する制限に違反して収集され、個人情報取扱事務の目的を超えて利用され、又は実施機関以外のものへ提供されていると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、利用停止（保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止をいう。）を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が利用停止請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による利用停止請求をすることができます。

イ 利用停止の決定及び通知

実施機関は、保有個人情報の利用停止請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定又は利用停止しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしています。

(15) 請求者の費用負担

ア 保有個人情報の閲覧及び視聴に係る費用は無料としますが、写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

イ 保有個人情報の訂正、利用停止の請求に係る手数料は、無料とします。

(16) 救済手続

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければなりません。

(17) 適用除外

和歌山市個人情報保護条例の規定は、和歌山市民図書館、和歌山市立博物館その他市の機関において、歴史的、文化的な資料若しくは学術研究用の資料として特別な管理がなされている保有個人情報又は一般的に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている保有個人情報については、適用しません。

(18) 苦情相談の処理

事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、その内容及び趣旨を十分理解した上で、関係法令の内容その他の情報を提供し、必要な助言を与える等の処理に努めます。

(19) 出資法人の個人情報保護

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市個人情報保護条例の定めるところによる保有個人情報の保護の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めます。

(20) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、和歌山市個人情報保護条例の運用状況について公表します。

(21) 罰則

ア 個人情報の不適切な取扱いをした者には、罰則が科されます。

イ 保有個人情報を不正の手段で開示決定に基づく開示を受けた者には、罰則が科されます。

3 個人情報保護制度の経緯

年 月 日	検 討 事 項
昭和57年12月	○和歌山市電子計算組織の管理運営及び個人情報保護に関する規程施行
平成8年2月	○和歌山市行政改革大綱策定 ・電算規程を所管する総務部情報システム課が、マニュアル処理までを含めた個人情報保護条例を策定することとなる。
平成9年2月	○和歌山市行政改革実施計画策定 ・個人情報保護条例の制定が明記される。
平成10年4月27日 ～5月29日	○個人情報に関する市民アンケート調査の実施
平成10年8月	○個人情報状況調査の実施 ・市の組織が現在保有する個人情報の大要を把握
平成12年3月29日	○個人情報保護制度検討部会（第1回）の開催 ・情報公開審査会委員で構成。個人情報保護制度の導入について検討を開始
平成12年4月17日	○個人情報保護制度検討部会（第2回）の開催 議題・個人情報保護制度の基本的な考え方について
平成12年4月26日	○個人情報保護制度検討部会（第3回）の開催 議題・総則的事項について
平成12年5月10日	○個人情報保護制度検討部会の（第4回）開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（個人情報取扱事務の届出及び収集の制限について）
平成12年5月25日	○個人情報保護制度検討部会（第5回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（利用・提供の制限について）
平成12年6月5日	○個人情報保護制度検討部会（第6回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（電子計算機による処理及び結合の制限、適正管理及び外部委託について）
平成12年6月14日	○個人情報保護制度検討部会（第7回）の開催 議題・個人情報の開示請求について

平成12年	6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護制度検討部会（第8回）の開催 議題・個人情報の訂正（削除）請求について <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いの中止請求について ・手数料について ・救済制度について ・苦情の処理について ・審査会及び審議会について ・雑則的事項について ・民間部門が保有する個人情報に対する保護対策について ・罰則について ・個人情報保護制度実施に向けた諸課題について
平成12年	6月30日	○情報公開審査会（個人情報保護制度検討部会）が「和歌山市の個人情報保護制度化についての提言」を市長に提出
平成12年	9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年	1月1日	○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例施行
平成13年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例施行 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例施行
平成15年	4月1日	○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成15年	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正（罰則規定を新設）
平成16年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（委託に伴う措置等に関する規定を整備）
平成20年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（個人情報保護制度の強化並びに行政機関保護法及び情報公開条例との整合性を図るため全面的な見直しを行い、規定を整備）
平成25年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の施行に伴い「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。
平成27年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加

	<p>○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務に特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを追加
平成27年10月 5日	<p>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報保護規定を追加
平成28年 4月 1日	<p>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正

5 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の総数

実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするとき、若しくはその事務を廃止しようとするときは、市長に届け出ることとなっています。

令和元年度の届出状況は、表1のとおりです。

表1 個人情報取扱事務の届出状況 (令和元年度末現在)

実施機関名		届出件数
市長	市長公室	19
	総務局	51
	危機管理局	22
	財政局	31
	市民環境局	162
	健康局	177
	福祉局	179
	産業交流局	99
	都市建設局	160
	出納室	1
	小計	901
教育委員会		142
選挙管理委員会		21
人事委員会		11
監査委員会		5
農業委員会		9
固定資産評価審査委員会		2
公営企業業者 (企業局)		90
消防長		88
議会		12
全庁共通		12
合計		1,293

2 目的外利用・外部提供の総数

実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超える個人情報の利用をしたとき、又は当該実施機関以外のものへ個人情報の提供をしたときは、市長に届け出ることとなっています。

令和元年度の届出状況は、表2のとおりです。

表2 目的外利用・外部提供の総数 (令和元年度末現在)

実施機関名		届出件数
市長	市長公室	1
	総務局	31
	危機管理局	4
	財政局	22
	市民環境局	46
	健康局	102
	福祉局	86
	産業交流局	14
	都市建設局	21
	出納室	1
	小計	328
教育委員会		35
選挙管理委員会		5
人事委員会		4
監査委員		1
農業委員会		2
固定資産評価審査委員会		4
公営企業業者 (企業局)		27
消防長		30
議		3
全庁共通		2
合計		441

3 個人情報開示請求等の処理状況

令和元年度の開示請求件数は335件（その内、簡易開示請求126件）ありました。
開示請求に対する処理状況は、表3のとおりです。

表3 個人情報開示請求等処理状況（件数）

区 分	請求件数	処 理 状 況 （件）				
		開 示	部分開示	不開示	却 下	取下げ
R元年度	335	236	90	3	0	6
H30年度	344	269	67	6	0	2
H29年度	377	318	53	4	0	2
H28年度	345	281	59	3	0	2
H27年度	384 (訂正請求1件を含む)	308 (訂正請求1件を含む)	63	3	0	10

* 文書不存在の場合は、不開示の処理としています。

4 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の開示請求等件数は、表4のとおりです。

※括弧内の数字は簡易開示件数

表4 実施機関別個人情報開示請求等件数

区 分		R元年度
市 長	市 長 公 室	0
	総 務 局	2
	危 機 管 理 局	0
	財 政 局	3
	市 民 環 境 局	70
	健 康 局	37
	福 祉 局	73
	産 業 交 流 局	0
	都 市 建 設 局	0
	出 納 室	0
	小 計	185
教 育 委 員 会		6
選 挙 管 理 委 員 会		0
人 事 委 員 会		134 (126)
監 査 委 員		4
農 業 委 員 会		0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		0
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)		0
消 防 長		6
議 会		0
合 計		335 (126)

5 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示の理由は、表5のとおりです。

表5 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R元年度	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度
第 15 条 内 訳	(1)法令秘情報	—	—	—	1	—
	(2)医療情報	—	—	—	1	—
	(3)未成年者情報	—	—	—	—	1
	(4)第三者情報	76	56	38	53	52
	(5)法人等事業活動情報	43	47	25	43	32
	(6)公共の安全等情報	10	—	—	—	3
	(7)意思形成過程情報	—	—	1	—	—
	(8)事務事業執行情報	11	7	11	4	3
文書不存在		5	8	13	2	—

* 適用条項欄の括弧内の数字は、条例第15条の号番号を示しています。

* 不開示理由が複数存在するものがあるため、処理件数と第15条内訳の件数は一致しません。

6 不服申立ての処理状況

個人情報開示請求等に対する不開示等の決定についての不服申立ての処理状況は、表6のとおりです。

表6 不服申立ての処理状況（件数）

		R元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
不服申立て	異議申立て					1
	審査請求	1	4	1	—	—
	合 計	1	4	1	—	1
処理状況	棄 却	1	—	—	—	—
	認 容	—	—	—	—	—
	一部認容	—	—	—	—	—
	却 下	—	—	—	—	—
	取 下 げ	—	2	—	—	1
	合 計	1	2	—	—	1

6 情報公開・個人情報保護審査 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

情報公開・個人情報保護審査会は、公文書の不開示等決定並びに個人情報の不開示等決定、不訂正等決定及び利用停止等決定に対して審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じて当該決定の是非を審査し、答申を行う機関です。

令和元年度の情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

第 48 回	平成31年 4月 8日 (月)	諮問第 59 号についての審議 諮問第 60 号についての審議
第 49 回	平成31年 4月24日 (水)	諮問第 59 号についての審議 諮問第 60 号についての審議
第 50 回	令和元年 6月13日 (木)	諮問第 59 号についての審議
第 51 回	令和元年 8月 8日 (木)	諮問第 54 号についての審議 諮問第 56 号についての審議 諮問第 57 号についての審議 諮問第 58 号についての審議 諮問第 60 号についての審議
第 52 回	令和元年 8月29日 (木)	諮問第 59 号についての審議
第 53 回	令和元年 9月20日 (金)	諮問第 54 号についての審議 諮問第 56 号についての審議 諮問第 57 号についての審議 諮問第 58 号についての審議 諮問第 59 号についての審議 諮問第 61 号についての審議
第 54 回	令和元年11月 5日 (火)	諮問第 59 号についての審議
第 55 回	令和元年11月19日 (火)	諮問第 59 号についての審議
第 56 回	令和元年12月23日 (月)	諮問第 61 号についての審議 諮問第 62 号についての審議 諮問第 63 号についての審議 諮問第 64 号についての審議
第 57 回	令和 2年 1月31日 (金)	諮問第 54 号についての審議 諮問第 56 号についての審議 諮問第 57 号についての審議 諮問第 58 号についての審議 諮問第 62 号についての審議 諮問第 63 号についての審議 諮問第 64 号についての審議

第 58 回	令和 2年 2月28日 (金)	諮問第 62 号についての審議 諮問第 63 号についての審議 諮問第 64 号についての審議
第 59 回	令和 2年 3月24日 (火)	諮問第 59 号についての審議 諮問第 63 号についての審議

2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要

情報公開・個人情報保護審査会の審議案件については次のとおりです。

なお、諮問第 55 号については、取り下げがあったため、審議には至っていません。

(諮問第 54 号)

開示請求に係る公文書の件名	産業廃棄物処理場関連資料
実施機関	市長 (産業廃棄物課)
開示請求年月日	平成 30 年 7 月 9 日
開示決定年月日	平成 30 年 7 月 19 日
決定の内容	却下
却下理由	「利害関係を有するもの」と認められないため
審査請求年月日	平成 30 年 7 月 27 日
諮問年月日	平成 30 年 9 月 20 日
答申年月日	令和 2 年 2 月 13 日
審査会の結論	却下決定は妥当

(諮問第 56 号)

開示請求に係る公文書の件名	公文書開示請求却下通知書に係る決裁一式及び公文書公開請求関係書の索引
実施機関	市長 (産業廃棄物課)
開示請求年月日	平成 30 年 10 月 9 日
開示決定年月日	平成 30 年 10 月 11 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	不作成のため一部不存在 個人情報及び法人情報が含まれているため
審査請求年月日	平成 30 年 10 月 30 日
諮問年月日	平成 30 年 11 月 29 日
答申年月日	令和 2 年 2 月 28 日
審査会の結論	部分開示決定は妥当

(諮問第57号)

開示請求に係る公文書の件名	産業廃棄物処分場関連資料
実施機関	市長（産業廃棄物課）
開示請求年月日	平成30年9月20日
開示決定年月日	平成30年10月18日
決定の内容	却下
却下理由	期限までに補正に応じなかったため
審査請求年月日	平成30年10月17日（不作為に係る作為請求）
諮問年月日	平成30年12月18日
答申年月日	令和2年2月13日
審査会の結論	審査請求の利益が消滅したことから、当該審査請求は棄却すべきである。

(諮問第58号)

開示請求に係る公文書の件名	産業廃棄物処分場関連資料
実施機関	市長（産業廃棄物課）
開示請求年月日	平成30年9月20日
開示決定年月日	平成30年10月18日
決定の内容	却下
却下理由	期限までに補正に応じなかったため
審査請求年月日	平成30年10月23日（却下処分取消請求）
諮問年月日	平成30年12月18日
答申年月日	令和2年2月13日
審査会の結論	却下決定は妥当

(諮問第59号)

開示請求に係る公文書の件名	事業計画書及び和歌山市民図書館指定管理者選定委員会議事録
実施機関	教育委員会（市民図書館）
開示請求年月日	平成29年12月4日
開示決定年月日	平成30年2月1日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、法人情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	平成30年3月2日
諮問年月日	平成30年12月18日
答申年月日	審議中

(諮問第60号)

開示請求に係る公文書の件名	開示請求人と面談したときの交渉経過記事
実施機関	市長（納税課）
開示請求年月日	平成30年6月27日
開示決定年月日	平成30年7月9日
決定の内容	部分開示
不開示理由	開示請求人以外の個人に関する情報が含まれているため
審査請求年月日	平成30年10月5日
諮問年月日	平成30年12月25日
答申年月日	令和元年9月18日
審査会の結論	部分開示決定は妥当

(諮問第61号)

開示請求に係る公文書の件名	場外馬券場設置に関する基準、法令、規則、法抛（農水省からのファックス）
実施機関	市長（政策調整課）
開示請求年月日	平成30年4月24日
開示決定年月日	平成30年5月8日
決定の内容	全部不開示
不開示理由	作成又は取得していないため
審査請求年月日	平成30年7月26日
諮問年月日	平成31年1月24日
答申年月日	令和2年1月6日
審査会の結論	全部不開示決定は妥当

(諮問第62号)

開示請求に係る公文書の件名	和歌山市職員裁判所傍聴記録関連資料
実施機関	市長（産業廃棄物課）
開示請求年月日	平成31年3月4日
開示決定年月日	平成31年3月14日
決定の内容	全部不開示
不開示理由	作成していないため
審査請求年月日	平成31年4月26日
諮問年月日	令和元年8月2日
答申年月日	令和2年3月5日
審査会の結論	全部不開示決定は妥当

(諮問第63号)

開示請求に係る公文書の件名	特定議員の政務活動費関連資料
実施機関	議会（議会総務課）
開示請求年月日	平成31年3月2日
開示決定年月日	平成31年3月26日
決定の内容	全部不開示
不開示理由	作成又は取得していないため
審査請求年月日	令和元年5月7日
諮問年月日	令和元年9月9日
答申年月日	令和2年3月27日
審査会の結論	対象公文書を追加して特定したうえで、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

(諮問第64号)

開示請求に係る公文書の件名	録音及び書き起こし記録関連資料
実施機関	議会（議会総務課）
開示請求年月日	平成30年12月6日
開示決定年月日	平成30年12月10日
決定の内容	全部不開示
不開示理由	作成または取得していないため
審査請求年月日	平成30年12月27日
諮問年月日	令和元年9月9日
答申年月日	令和2年3月5日
審査会の結論	全部不開示決定は妥当

3 情報公開・個人情報保護審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(令和2年4月1日現在)

	氏名	職名等
会長	廣谷 行敏	弁護士
職務代理	谷口 拓	弁護士
委員	湯川 正文	和歌山県労働者福祉協議会専務理事
委員	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
委員	千賀 祥一	茶道家

7 情報公開・個人情報保護審議 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報の適正な取扱いについて審議するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し意見を述べる機関です。

また、特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる機関です。

令和元年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況は、次のとおりです。

和歌山市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

第101回	令和元年 9月 6日 (金)	「平成31年度和歌山県医療費等分析事業」実施における個人情報の取扱いについて
第102回	令和元年10月 8日 (火)	・個人情報取扱事務に係る報告について ・本市が保有する介護保険被保険者の個人情報を外部提供する際の本人通知の省略について
第103回	令和 2年 3月 2日 (月)	本市が保有する個人情報を県に外部提供する際の本人通知の省略について
第104回	令和 2年 3月27日 (金)	特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の再点検について

2 情報公開・個人情報保護審議会委員

情報公開・個人情報保護審議会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(令和2年4月1日現在)

	氏 名	職 名 等
会 長	田中 祥博	弁護士
職務代理	小泉 真一	弁護士
委 員	内尾 文隆	和歌山大学学術情報センター 副センター長
委 員	池田 祐輔	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会会長
委 員	千森 督子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科 教授
委 員	塚田 晃司	和歌山大学システム工学部 准教授
委 員	坂本 真吾	公募
委 員	古川 渉	公募

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第37号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成30年6月27日、審査請求人は、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成30年6月25日も行われた、審査請求人と実施機関担当者との面談に係る交渉記録」（以下「対象公文書」という。）の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

平成30年7月19日、実施機関は、対象公文書のうち、審査請求人以外の者に関する情報が記載された部分を条例第15条第4号に該当するとして、不開示とする決定を行った。

3 審査請求

平成30年10月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

平成30年12月25日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象公文書の全部を開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書、反論書及び審査請求人が行った口頭による意見陳述の内容を総合すると、理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 対象公文書について、不開示部分が第三者の固定資産税滞納処分に係る個人情報とのものであるが、私は当該第三者と当該不動産を共有しており、連帯納税義務者としてすべての内容を知る権利を有している。このことから、実施機関の判断は誤ったものであ

るため、本件処分を取り消し、対象公文書の全部の開示を求める。

- (2) 対象公文書の開示部分を見ると、一部事実と相違する内容が認められる。これは、担当職員が虚偽の記載をしているものである。担当者の対応に納得がいかない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 対象公文書は、請求人との対応記録が記載されているとはいえ、特定の滞納者の納税調査資料であり、請求人が連帯納税義務者である理由で滞納者に関する税務情報を知る権利を持つことにはならない。
- 2 これらを公開することは、滞納処分において行った特定の調査先及び当該調査先の内部情報を明らかにすることとなり、納税者、調査協力者等の税務調査に対する信頼を失墜させ、今後、納税者等の理解と協力が得られなくなるおそれがある。
- 3 また、これらの秘密を開示することは、その内容から税の滞納整理の手法を推察することも可能であるから、滞納処分可能な財産の発見を困難にさせるおそれがある。
これらのことから、対象公文書のうち、不開示部分を開示することは、公務の執行に著しい支障を生じる蓋然性がある。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的な人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることである。

審査請求人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

条例第15条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定する。これは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないという原則開示の考え方を定めたものである。

そこで、実施機関が条例第15条第4号及び同条第8号の規定により不開示としていることから、その妥当性について検討する。

(1) 条例第15条第4号（第三者の個人情報）の該当性について

条例第15条第4号の規定によれば、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、不開示情報に該当することとなる。ただし、これら情報であっても、同号ただし書きにおいて、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあつては、当該部分を除く。」については開示しなければならないとしている。

審査会において確認したところ、不開示部分は特定の滞納者に関する情報であり、条例に規定する開示請求者以外の個人に関するものであることが認められる。

請求人は、審査請求書において自身が連帯納税義務者であることを理由として不開示部分は開示されるべきであると主張しているが、不開示部分は主に特定の滞納者個人の情報であり、実施機関において、当該情報を本人以外の者に対して明らかにする取扱いはしておらず、また、当該不開示情報を、連帯納税義務者を含めた第三者に開示すべきであるという法令又は条例の存在も確認できない。これらのことから、対象公文書のうち、不開示部分については、なお、不開示情報が同号ただし書きアに規定する法令又は条例の規定により又は慣行として知ることのできる情報であるとは認められず、連帯納税義務者であるということと同号ただし書きイに規定するその人の財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるとは言えない。また、不開示部分が同号ただし書きウに該当しないことも、自明である。

(2) 条例第15条第8号（事務事業執行情報）の該当性について

条例第15条第8号は実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは不開示情報に該当すると規定している。

実施機関は、不開示部分が公開されると、今後、税務行政を遂行する上で、納税者等の理解と協力が得られなくなるおそれがあるなど、税務行政の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。このことについて、審査会として判断するに、本件不開示部分を開示すると、その情報が関係者の手に渡れば、税務調査の方針、具体的な方法等が明らかになり、その結果、今後の税務調査への対策を講じるなどの違法又は不正

な行為を容易にするおそれがあり、結果として実施機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすものと認められる。

以上のことから、本件不開示部分を条例第7条第4号及び同条第8号の規定により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 その他

審査請求人は、実施機関担当者の対応等について種々意見を述べているが、これらの主張は、審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月25日	諮問書の受理
平成31年 2月13日 (第47回審査会)	審 議
平成31年 4月 8日 (第48回審査会)	審 議 審査請求人の口頭意見陳述
平成31年 4月24日 (第49回審査会)	審 議
令和 元年 8月 8日 (第51回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第38号)

答 申

第1 答申の趣旨

審査請求人の開示請求に係る「場外馬券場設置に係る基準 法令 規制 法拠（農林水産省からのFAX）」について、和歌山市長が不存在を理由にその全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成30年4月24日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、和歌山市長（以下「実施機関」という。）に対し、場外馬券場設置に係る基準 法令 規制 法拠としての農林水産省より実施機関に送付されたファックス文書（以下「対象文書」という。）の開示の請求を行った。

2 実施機関の決定

平成30年5月8日、実施機関は、対象文書について、当初より不存在であるとして、全部不開示の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成30年7月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

平成31年1月24日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の開示の決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 過去に実施機関担当者とのやり取りをした際、対象文書の存在を窺わせる言及があった

ことから、対象文書は存在しているはずである。本件処分を取り消し、対象文書の全部の開示を求める。

- (2) 対象文書には、場外馬券場設置の要件として市長の同意が必要な旨、記載されていると推測する。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

平成28年5月6日付け和歌山市指令政第15号にて、実施機関が作成した場外施設の設置承認の基準を記した資料については、公文書として審査請求人に一部開示している。しかし、対象文書については、この資料の内容を確認することのみを目的として、当時の担当者が収集し、確認後廃棄したものであり、一時的にも組織として共有したという事実はない。このことから、対象文書は廃棄されており存在しないことに加え、条例第2条第2号に該当する公文書として当初から存在しない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

本件事案について、審査請求人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

- (1) 実施機関は、自ら作成した上記資料の内容を確認する目的で対象文書を収集したものであり、確認後破棄していたため、これについては存在しないと主張している。それに対し、審査請求人からは、農林水産省からファックス文書が送付されたのは実施機関担当者も認めているため、その資料は業務上必要なものとして保存されているべきであると、対象文書の開示を求めるとの主張がなされている。

- (2) これらを踏まえ、実施機関が行った決定の妥当性について検討したところ、条例第2条第2号において、公文書とは「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定されており、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、公文書に該当しないと解されている。

対象文書は、あくまで担当者個人が一時的に内容を確認するためのものであったとの実施機関の説明に不自然な点はなく、これにより、対象文書を組織的に用いるものとし

て保有する必然性はないと判断できる。このことから、実施機関の対象文書は公文書に該当しないと主張に不合理な点は認められない。

3 よって、「第1 答申の趣旨」のとおり答申する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成31年1月24日	諮問書の受理
令和元年9月20日 (第53回審査会)	審 議
令和元年12月23日 (第56回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部こども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第39号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った却下決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成30年7月9日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、男里川、山中川上流の産業廃棄物処分場（和歌山市滝畑）に関する資料全て。2、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの。」（以下「対象公文書」という。）の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

平成30年7月19日、実施機関は、審査請求人の住所地が産業廃棄物最終処分場設置に係る生活環境影響調査（以下「影響調査」という。）の調査対象地域外であることから、審査請求人が条例第5条第5号に掲げる「利害関係を有するもの」と認められないとして、開示請求却下とする決定を行った。

3 審査請求

平成30年7月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

平成30年9月20日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、審査請求人からの情報公開請求に対し、開示請求却下とする行政処分を行ったが、そもそも「却下」とは、手続を門前払いする場合に処分するものであり、開示請求手続は適正に行っていることから、「棄却」とすべきであり、「却下」とした本件処分は違法である。実施機関は審査請求人が影響調査の対象地域外であるとし、対象公文書に係る事業に関し利害関係が無いことを本件処分の理由としている。しかし、審査請求人の住所が影響調査の対象地域外であったとしても、風向、災害等の諸条件を考慮すれば、当該最終処分場から有害な物質が排出された場合に健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがある地域に居住するものであり、本件請求に係る事務事業に利害関

係を有する者であることは明らかである。

- 2 条例第21条「実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるように情報公開の総合的な推進に努めるものとする。」及び、同第22条「実施機関は、市政に関する情報を積極的に提供するように努めるものとし、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めるものとする。」としているが、実施機関が何ら努力義務を果たさなかったことは明らかであり、違法である。
- 3 以上のことから、実施機関の判断は誤ったものであるため、本件処分を取り消し、対象公文書の全部の開示を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、本件請求書に、「産業廃棄物処理場は、阪南市民の生活環境に多大な影響を与えるため、当然に利害関係を有する。」と主張するが、審査請求人の住所地は、本件請求に係る産業廃棄物の最終処分場から7キロメートル弱離れており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）15条3項によって事業者が義務付けられる生活環境影響調査の対象地域に含まれておらず、当該最終処分場から有害な物質が排出された場合においても健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがある地域に居住するものとはいえないため、条例第5条第5号に掲げるものにも該当しない。

なお、審査請求人は、自身が条例第5条各号のいずれに該当するとして本件請求を行ったかについて明らかにしていない。同条第1号に掲げる「市内に住所を有する者」に該当しないことは明らかであるが、同条第2号から第4号までに掲げるもののいずれかに該当するのであれば、その旨を明らかにすべきであるが、本件請求書及び審査請求書のいずれにおいてもその旨の主張をしていないことから、条例第5条第1号から第4号までに該当すると判断することはできない。

よって、審査請求人は条例第5条に規定する「開示請求を行うことができるもの」に該当しないと判断したことから、本件処分を行ったものである。

- 2 審査請求人は、条例第22条を挙げ、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合に、これに応ずるように努めなかったと主張するが、条例第22条は、条例第5条の規定に基づく公文書の開示の請求を行うことができない者に対する公文書の開示について定めるものであるから、条例第5条の規定を根拠に行われた本件請求に関して行われた本件処分についてまで条例第22条の適用があるとの審査請求人の主張には、法令の解釈適用の誤りがあるといわざるをえない。

3 以上のことから、審査請求人の主張に理由はなく、本件処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。審査請求人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

(1) 条例第5条第5号の該当性について

条例第5条第5号には、公文書の開示請求を行うことができるものとして、「実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」を挙げている。これについて、審査請求人は、その居住地が当該最終処分場から有害な物質が排出された場合に、健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがある地域に居住するものに当たるかどうか、検討する。

廃棄物処理法において、廃棄物処理施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記した生活環境影響調査報告書の作成を義務付けている。これについて、影響調査対象地域の設置基準を定めた「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）（以下「指針」という。）によると、「施設（埋没地）からの浸透水の流出及び放流水による影響の調査対象地域は、水質の濃度に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲（河川においては低水流量時に排水が100倍に希釈される地点を含む流水とする）を考慮して設定する」とされている。これに基づき、事業者が作成した「産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場）の設置に係る生活環境影響調査」を確認したところ、調査対象地域の範囲について、調査事項として指針が定める大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水のうち、その調査対象地域が最も広範囲に及ぶ水質の調査においても、審査請求人の居住地はそれに含まれていないことが確認できた。

次に、審査請求人及び実施機関双方の主張においてそれぞれが引用する判例（最高裁平成24年（行ヒ）第267号平成26年7月29日第三小法廷）を確認するに、影響調査対象地域の原告に原告適格を認めているのに対し、影響調査対象地域外に居住する原告には原告適格を認めなかった。

これらのことから、審査会においては、条例に規定する利害関係を有するか否かの判断は、実施機関が主張する影響調査対象地域内であるかどうかにより判断するのが合理的であり、居住地が影響調査対象地域外である審査請求人に、対象公文書に係る事業に

ついて直接の利害関係があるとは認められないと判断せざるを得ない。よって、条例の規定に基づき実施機関が行った本件処分は妥当である。

(2) 条例第22条の適用について

条例第22条では「第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めるものとする。」と規定してところ、審査請求人は、実施機関が開示請求以外の開示手続を説明しないなど、申出に対し応ずるよう努めなかったことから、本行政処分は同条に基づき無効である旨主張している。しかし、実施機関の主張するように、条例第22条は、条例第5条の規定に基づく公文書の開示の請求を行うことができない者に対する公文書の開示について定めるものであり、条例第22条に基づく対応が第5条に基づく本件処分の適法性に影響を与えることはない。今回の審査請求はあくまで条例第5条に基づく本件処分に対するものであることから、条例第22条に基づく実施機関の対応について、審査会は意見を述べる立場にない。

以上のことから、実施機関が行った却下処分の妥当性について検討したところ実施機関の説明に特に不合理な点はなく、実施機関の判断は妥当であるといえる。

3 その他

審査請求人は実施機関職員の対応等について種々意見を述べているが、これらの主張は、当審査会で審議する対象ではなく、またその判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 9月20日	諮問書の受理
平成31年 2月13日 (第47回審査会)	審 議
令和 元年 8月 8日 (第51回審査会)	審 議 審査請求人の口頭意見陳述
令和 元年 9月20日 (第53回審査会)	審 議
令和 2年 1月31日 (第57回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第40号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に関し、和歌山市長（以下「実施機関」という。）は、補正に要した日数を除いて開示請求があった日から起算して15日を経過した後も処分を行っておらず、審査請求日において不作為であったといえる。しかしながら、その後却下処分がなされたことにより、審査請求の利益が消滅したことから、審査請求は却下すべきである。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成30年9月20日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、男里川、山中川上流の産業廃棄物処分場（和歌山市滝畑）に関する資料全て。2、今回請求の『全て』とは文字通り、全ての資料であり、メール、折衝記録、メモ、関連部署課の公文書等、ありとあらゆる開示されるべきものをさすものである。3、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの。」（以下「対象公文書」という。）の開示請求を行った。

2 補正の実施

- (1) 平成30年9月27日、実施機関は、審査請求人が条例第5条各号に規定する開示請求ができるものに該当することの判断が困難であるとして、審査請求人に対して補正通知書を発出した。
- (2) 平成30年9月28日、実施機関からの補正通知に対し、審査請求人は実施機関に補正書を提出。平成30年10月1日に実施機関が受付処理を行った。
- (3) 平成30年10月4日、実施機関は、審査請求人より具体的な補正がなされなかったとして、審査請求人に対して、再度、補正通知書を発出した。
- (4) 平成30年10月6日、実施機関からの補正通知に対し、審査請求人は実施機関に補正書を提出。平成30年10月9日に実施機関が受付処理を行った。
- (5) 平成30年10月15日、実施機関は、審査請求人より具体的な補正がなされなかったとして、審査請求人に対して、再々度、補正通知書を発出した。
- (6) 平成30年10月16日、実施機関からの補正通知に対し、審査請求人は実施機関に補正書を提出。平成30年10月17日に実施機関が受付処理を行った。

3 審査請求

平成30年10月17日、実施機関は条例第12条に規定される開示決定等の期限内に何ら処分がなされず、開示請求に対する不作為であるとし、行政不服審査法（平成26年

法律第68号)第3条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

平成30年12月18日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して、当該審査請求について諮問を行った。

5 その他

平成30年10月18日、実施機関は、審査請求人が条例第5条第5号に掲げる「利害関係を有するもの」と認められないとして、和歌山市指令産廃第504号により開示請求の却下決定を行っている。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、審査請求人からの開示請求に対し、3度にわたり補正を求めてきているが、いずれも具体性に欠け、条例第6条第2項に基づく「補正の参考となる情報を提供」を求めた審査請求人に対し、何ら補正の参考となる情報を提示しなかった。
- 2 審査請求人からの開示請求に対し、補正に要した日数を考慮したとしても、実施機関は条例第12条に規定する期間を超えても処分を行っておらず、当該期間内に速やかに審査請求人が求める情報が開示されるか、「公文書開示決定期間延長通知書」により通知すべきものであるのにそれをしなかったことは、違法な手続きである。
- 3 以上のことから、実施機関は、条例第12条第1項の規定に違反し、期限内に開示決定を行っておらず不作為であることから、速やかに対象公文書を開示することを求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件は、開示請求に係る不作為についてのものであるが、開示請求に対しては平成30年10月18日付け和歌山市指令産廃第504号により審査請求人に通知したとおり却下処分を行っている。したがって、本件審査請求は、その目的が消滅していることから却下されるべきものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとも

に、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

審査請求人は、期限となる日を明確にしていなが、少なくとも審査請求を行った平成30年10月17日時点で不作為状態であると主張している。これに対し、実施機関は、平成30年10月18日付けで却下処分を行っているため、本件審査請求はすでにその目的が消滅していると主張している。これらについて、以下検討する。

(1) 不作為について

これについて、条例第12条第1項ただし書きには「補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」と規定されているところである。

本案件について確認したところ、実施機関が3度にわたり補正通知書を送付し、その都度、審査請求人が補正を行っている。これについて、実施機関は、審査請求人からの補正書が休日及び休日の前日勤務時間外に電子メールにて提出されたため、実施機関は休日の翌日に受付処理を行ったとのことである。そして、補正通知書を発出した日から受付処理を行った日までを「補正に要した日数」として、期間から除外している。

しかし、実施機関において、情報公開制度における勤務時間外、休日等における文書の收受について特段の定めがないことから、補正書が実施機関の管理下に到達した日までが「補正に要した日数」と考えるべきである。また、「補正に要した日数」とは、民法に規定する初日不算入の原則から、補正を求めた日の翌日から、回答のあった日までを指すのであって、これらのことから、補正に要した日数として開示決定の期間に算入しないのは、平成30年9月28日、平成30年10月5日及び6日であり、平成30年10月7日が条例にその期限と定められている15日目にあたる。

本案件については、平成30年10月7日が日曜日、翌8日が祝日であり、民法第142条の規定により期間の末日が実施機関の休日に当たる場合はその翌日が期間の満了日となることから、平成30年10月9日が実際の期限となると考えられる。

以上のことから、期限の翌日である平成30年10月10日から却下処分の前日である平成30年10月17日までは開示請求に対し不作為の状態であったといえる。

(2) 訴えの利益について

実施機関は、本件開示請求についてすでに却下処分を行っているため、審査請求人に訴えの利益がなく、却下されるべきであると主張している。これについて審査会事務局において確認させたところ、実施機関は、平成30年10月18日付けで本件開示請求に対する却下処分を行うとともに、同日、審査請求人に対し、公文書開示請求却下通知書を送付している。このことから、本件における不作為は治癒されており、審査請求人に訴えの利益はすでに失われている。

3 その他

審査請求人は、実施機関担当者等の対応等について種々意見を述べているが、これらの

主張については、その判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

条例第12条に規定する開示決定等の期間については、開示請求人が速やかに公文書の開示決定等を受ける権利について規定されたものである。今回、実施機関が複数回の補正を行い決定までに時間を要したことは理解できるものであるが、補正に対する回答が不十分であれば、条例に規定する期間内に決定の延長又は却下処分を行うべきであった。今後の開示決定等に当たっては、請求に係る開示決定等の期間の解釈に十分留意し、不作為状態とならないよう、適切に対処することが望まれる。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月18日	諮問書の受理
平成31年 2月13日 (第47回審査会)	審 議
令和 元年 8月 8日 (第51回審査会)	審 議 審査請求人の口頭意見陳述
令和 元年 9月20日 (第53回審査会)	審 議
令和 2年 1月31日 (第57回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第41号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った却下決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成30年9月20日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、男里川、山中川上流の産業廃棄物処分場（和歌山市滝畑）に関する資料全て。2、今回請求の『全て』とは文字通り、全ての資料であり、メール、折衝記録、メモ、関連部署課の公文書等、ありとあらゆる開示されるべきものをさすものである。3、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの。」（以下「対象公文書」という。）の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求書の記載内容だけでは審査請求人が条例第5条第5号に規定する「本市に利害関係を有するもの」に該当するかどうか判断できないとし、3度に渡り公文書開示請求書補正通知書（以下「補正通知書」という。）を審査請求人宛てに送付、審査請求人はそれぞれに対し、回答を行った。実施機関は、補正通知書に対する回答をもってしてもなお、審査請求人が条例第5条第5号に掲げる「利害関係を有するもの」と認められないとして、平成30年10月18日、本件処分を行ったものである。

3 審査請求

平成30年10月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

平成30年12月18日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、審査請求人からの開示請求に対し、3度にわたり補正を求めているが、その内容はいずれも具体性に欠けたものであった。これについて、条例第6条第2項に規定する「補正の参考となる情報を提供する」よう求めたが、実施機関は何ら情報を提示しな

かった。

- 2 条例第21条「実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるように情報公開の総合的な推進に努めるものとする。」及び、同第22条「実施機関は、市政に関する情報を積極的に提供するように努めるものとし、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めるものとする。」としているが、実施機関が何ら努力義務を果たさなかったことは明らかであり、違法である。
- 3 以上のことから、実施機関の判断は誤ったものであるため、本件処分を取り消し、対象公文書の全部の開示を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、自身が条例第5条第5号に規定する「実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」に該当するとして本件請求を行っており、その審査請求人が有するという利害関係について確認するため、審査請求人が進める不動産の購入予定計画の進捗状況について具体的資料を添えて明らかにするよう、3度にわたり補正を求めたが、審査請求人は「当該計画は進んでいる。」などと述べるにとどまり、補正で求めた進捗状況を明らかにする資料の提出はなかった。審査請求人が自ら法的に保護されるべき利益の証明をしなかったことから、条例第5条第5号に掲げる「利害関係を有するもの」と認められず、開示請求を行う権利を有しないと判断せざるを得ない。
- 2 審査請求人は、条例第22条を挙げ、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合に、これに応ずるように努めなかったと主張するが、条例第22条は、条例第5条の規定に基づく公文書の開示の請求を行うことができない者に対する公文書の開示について定めるものであるから、条例第5条の規定を根拠に行われた本件請求に関して行われた本件処分についてまで条例第22条の適用があるとの審査請求人の主張には、法令の解釈適用の誤りがあると言わざるを得ない。
- 3 以上のことから、審査請求人の主張に理由はなく、本件処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、

より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

本件事案について、審査請求人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

(1) 条例第5条第5号の該当性について

審査請求人が平成30年9月20日付けで実施機関に提出した開示請求書には、付記事項として、「不動産を購入予定計画であり」との記載がある。実施機関が補正を求めた平成30年9月27日付け補正通知書には、「不動産購入計画の進捗状況」との記載が、また、平成30年10月4日付け補正通知書には、「開示請求書記載の不動産購入計画がどの程度進行しているかを求めたもの」との記載があり、審査請求人に対して実施機関が提出を求めているものは、取引の際に発生する不動産業者等の担当者の名刺、仮契約書、その他具体的に不動産購入の取引が進んでいることを裏付けるものであることは、社会通念上理解できるものと考えられることから、審査請求人が主張する「何ら補正の参考となる情報を提示しなかった」というのは、適切であるとは認められない。

以上のように、実施機関による3度にわたる補正の求めが妥当であると判断できることを鑑みると、実施機関からの補正の求めに対し、審査請求人より具体的な資料の提出がなかったのは、審査請求人自らが法的に保護されるべき利益の証明をしなかったと判断できる。このことから、審査請求人が条例第5条第5号に掲げる「利害関係を有するもの」に該当しないとして行った本件処分については、不合理な点があると判断することはできない。

(2) 条例第22条の適用について

条例第22条では「第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めるものとする。」と規定してところ、審査請求人は、実施機関が開示請求以外の開示手続きを説明しないなど、申出に対し応ずるよう努めなかったことから、本行政処分は同条に基づき無効である旨主張している。しかし、実施機関の主張するように、条例第22条は、条例第5条の規定に基づく公文書の開示の請求を行うことができない者に対する公文書の開示について定めるものであり、条例第22条に基づく対応が第5条に基づく本件処分の適法性に影響を与えることはない。今回の審査請求はあくまで条例第5条に基づく本件処分に対するものであることから、条例第22条に基づく実施機関の対応について、審査会は意見を述べる立場にない。

以上のことから、実施機関が行った却下処分の妥当性について検討したところ、実施機関の説明に特に不合理な点はなく、実施機関の判断は妥当であるといえる。

3 その他

実施機関の対応等について種々意見を述べているが、これらの主張は、当審査会で審議する対象ではなく、またその判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年11月29日	諮問書の受理
平成31年 2月13日 (第47回審査会)	審 議
令和 元年 8月 8日 (第51回審査会)	審 議 審査請求人の口頭意見陳述
令和 元年 9月20日 (第53回審査会)	審 議
令和 2年 1月31日 (第57回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第42号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成30年10月9日、審査請求人は、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、平成30年7月19日付け和歌山市指令産廃第283号 整理番号33 『公文書開示請求却下通知書』の却下処分について、請求人が利害関係を有する者に該当するか否か検討したことが分かるもの、議事録等詳細がわかるもの」（以下「請求項目1」という。）、「2、1につき、関連資料全ての資料、即ち、メール、折衝記録、メモ、関連部署課の公文書等ありとあらゆる開示されるべきもの」（以下「請求項目2」という。）及び「3、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの」（以下「請求項目3」という。）の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

平成30年10月11日、実施機関は、請求項目1及び請求項目2に対して「公文書開示請求却下通知書について」の決裁文書一式（以下「開示文書1」という。）を、請求項目3については却下に係る決裁が綴られている公文書公開請求関係書の索引（以下「開示文書2」という。）が請求対象であるとし、これらについて、第三者の個人氏名、法人情報、事務事業執行情報等を不開示とした上で開示決定を行った。

3 審査請求

平成30年10月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

平成30年11月29日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

情報公開制度においては、対象文書の特定が不十分なまま事務処理が進められることのないよう、開示請求をしようとする者に対し必要な情報の提供を積極的に行い、開示請求をしようとする行政文書等を当該者に明確に特定させた上で事務処理を進めるべきである。

本件処分において、実施機関は、請求項目1及び請求項目2の対象公文書として開示文書1を、請求項目3の対象公文書として開示文書2を開示したが、開示文書2を確認したところ、開示文書1以外にも私に関する書類が存在することが確認された。

私は請求項目2において関連資料のすべてを求めており、開示文書1以外の私に関する文書も関連資料として開示されるべきであり、対象を開示文書1に限定して開示した実施機関の判断は誤ったものである。

そもそも、開示文書1以外は請求項目2に含まれるかどうかという請求対象公文書の特定は、処分に先立ち開示請求者に確認するべきである。しかし、今回は私に何ら確認することなく開示文書1のみを開示しており、これは、誤った手続きである上に、対象公文書の特定を誤っており、本件処分を取り消し、求めている公文書の全てを開示すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

開示請求書には請求項目2として「1につき、関連資料全ての資料」との記載があることから、請求項目2はあくまで請求項目1に係るものという限定を受けていることは明白である。請求項目1に対し開示文書1を開示しており、請求項目2についても開示文書1以外に存在しない。

よって、請求項目1、請求項目2及び請求項目3について、第三者の個人情報を不開示とした上で全てを開示しており、請求項目2が開示されていないとする審査請求人の主張に理由はなく、本件処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的な人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることである。

審査請求人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

実施機関が行った平成30年7月19日付け和歌山市指令産廃第283号、整理番号33、「公文書開示請求却下通知書」において、条例第5条第5号に規定する「利害関係を

有するもの」に認められないとし、却下処分を行っている。争点は、請求項目1及び請求項目2について、開示文書1のみを開示した実施機関の判断の妥当性である。以下、検討する。

まず、請求項目2について、審査請求人は、開示文書1以外にも関連する資料はすべて開示するよう主張している。これについて、開示請求書には「1につき、関連資料全て」との記載があることから、請求項目2に記載のある「関連資料全て」が請求項目1に限定されているとの実施機関の主張に不合理な点はない。

その上で、開示文書1が対象公文書であるとした実施機関の判断の妥当性について検討したところ、開示文書2には、審査請求人が主張するように、開示文書1以外にも審査請求人の氏名が記載された件名があるが、これら文書について、却下処分の後に作成されたものであるから、審査請求人が利害関係を有する者に該当するか否か検討したものには該当しない。

また、開示文書1に審査請求人の住所地が産業廃棄物最終処分場設置に係る生活環境影響調査対象地域外であるため生活環境に影響を与えるという利害関係が認められない旨の却下理由の記載があることから、この文書の起案過程において却下するにあたり十分な議論がなされていると考えられ、これ以外に検討した文書は存在しないという実施機関の説明に不合理な点はないと判断できる。

以上のことから、実施機関が行った決定の妥当性について検討したところ実施機関の説明に特に不合理な点はなく、開示文書1以外の関連資料の存在をうかがわせる具体的な事情を確認することもできないことから、実施機関の判断は妥当であるといえる。

3 その他

審査請求人は、実施機関担当者等の対応等について種々意見を述べているが、これらの主張については、当審査会で審議する対象ではなく、またその判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年11月29日	諮問書の受理
平成31年 2月13日 (第47回審査会)	審 議
令和 元年 8月 8日 (第51回審査会)	審 議 審査請求人の口頭意見陳述
令和 元年 9月20日 (第53回審査会)	審 議
令和 2年 1月31日 (第57回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第43号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）がその全部を不開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成31年3月4日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成31年1月25日において、和歌山地方裁判所の傍聴席で傍聴していた和歌山市職員の役職・氏名、職場を離れていたことが職務上必要である合理的理由等わかる書面一式」（以下「対象文書」という。）の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

平成31年3月14日、実施機関は、対象文書が公文書として不存在であるとして、全部不開示とする決定を行った。

3 審査請求

平成31年4月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和元年8月2日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

5 その他

審査請求人からは、平成31年4月6日に審査請求書が提出されたが、行政不服審査法施行令（平成27年政令第39号）第4条第2項には、審査請求の提出には押印を要すると規定されていることから、当該押印がされた平成31年4月26日を審査請求の提起日としている。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、「和歌山市和歌山県職員服務規程第9条（職務上の心得）」には、「職員は、執務時間中みだりに執務場所を離れてはならない。」「第2項 執務時間中に外出しようとする者（部長等を除く。）は、外出承認簿により上司の許可を受けなければならない。

」としているにもかかわらず、公文書開示決定通知書において「該当する文書を作成していないため」と虚偽、または違法不当な理由を明記し、本来、作成し公開すべき文書を隠蔽しているものである。

- 2 行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」とし、同第14条第1項にも、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」としている。しかし、本件処分については、それらしく、「該当する文書を作成していないため。」としたものの、具体的かつ合理的ではなく、「当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要」（同条ただし書）もないのに、その理由を明示しなかった違法手続である。
- 3 以上のことから、実施機関の判断は誤ったものであるため、本件処分を取り消し、対象文書の全部の開示を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

平成31年1月25日の傍聴については、和歌山地方裁判所が市庁舎と同じ城北地区内に所在し移動距離が短いこと、及び公用車を利用しない移動であることから、所属長の口頭による命令で外出している。審査請求人が開示を求めている対象文書については、作成していなかったため不開示とした上で、傍聴した職員の職、氏名、所管事務については審査請求人に書面で伝えている。

なお、実施機関の決定に対し、審査請求人は「和歌山市和歌山県職員服務規程」に反し違法であると主張しているが、本市において当該規程は見当たらない。そして、審査請求人に対して当該規程を資料として提出の上、実施機関の決定との関連性を明確にするよう文書にて2回求めたが、いずれも期限までに審査請求人から明確な応答はなかったところである。

以上のことから、実施機関が行った、該当する公文書が不存在であるため全部不開示とした本件処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。審査請求人は実施機関が行っ

た本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

審査請求人は、本件処分について、「和歌山市和歌山県職員服務規程」には外出承認簿により上司の許可を受けなければならないと規定されていることから、対象文書は作成していないとの実施機関の説明は虚偽であると主張している。一方、実施機関は、市において同規程は見当たらないとした上で、和歌山地方裁判所への職員の出張は、近距離であること、公用車を使用していないことから、所属長の口頭による命令で行われたものであり、文書として記録したものはないと主張している。

このことについて、審査会は以下のとおり検討を行った。

審査請求人が根拠として主張する「和歌山市和歌山県職員服務規程」という和歌山市と和歌山県との双方に適用される規定は存在しない。また、和歌山県職員服務規程（昭和63年3月31日訓令第6号）（以下「県規程」という。）には審査請求人の主張する規定が存在することが確認できることから、審査請求人が根拠として主張するものが県規程を指しているとした場合であっても、県規程はあくまで和歌山県職員を対象としたものであるため、実施機関職員に適用のあるものではない。その上で、実施機関において職員が出張を行う際、当該出張に係る上司の命令、出張者の報告等を文書で行うことを義務付ける規定の有無について確認を行ったところ、実施機関における県規程と同じ目的の規程である和歌山市職員の服務に関する規程（昭和61年12月26日訓令第5号）、及び出張命令について規定している和歌山市職員市内出張旅費支給規則（昭和31年規則第59号）の存在が確認されたため、これについて検証した。

（1）和歌山市職員の服務に関する規程について

和歌山市職員の服務に関する規程第5条第2項に、「職員は、出張から帰庁したときは、直ちにその大要を口頭をもって復命し、5日以内に復命書を提出しなければならない。ただし、簡易なものについては、復命書を省略することができる。」と規定されているが、出張前の文書での許可については言及されていない。また、出張後の復命書についても簡易なものであれば省略できるとされており、実施機関の「該当する文書を作成していない」という説明も、平成31年1月25日の裁判傍聴が簡易なものであるとの判断であるならば、その説明に矛盾は認められない。

（2）和歌山市職員市内出張旅費支給規則について

和歌山市職員市内出張旅費支給規則（以下「規則」という。）第6条に、「市内出張の命令は、市内出張命令票及び旅費額計算簿（別記様式。これにより難しい場合は任命権者が別に定める様式。次条において同じ。）によって行わなければならない。」と規定されており、「市内出張命令票及び旅費額計算簿」の存在がうかがえる。しかし、このことについて、実施機関担当部署に確認したところ、当該様式はあくまで旅費が発生する場合に作成する必要があるものであり、規則第3条において本庁舎から2キロメートル以内に出張する者は旅費の支給対象から除かれていることから、今回の和歌山地方裁判所のような近距離の場合には、必ずしも作成を義務付けておらず、前述の「市内出張

命令票及び旅費額計算簿」の作成は任意とする運用を行っているとのことであった。これについては、『逐条地方公務員法〈第4次改訂版〉』（学陽書房）に「職務命令については口頭でも文書でもよい。」とされており、実施機関の「該当する文書を作成していない」という説明に矛盾は認められない。

(3) その他

その他、市内出張の際に記録を残すことを義務付ける条例、規則、規定等の存在は確認されなかった。また、審査請求人は、実施機関担当者の対応等、種々意見を述べているが、これらの主張については、審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

上記理由により、実施機関において対象文書の作成義務は認められず、不存在であるという実施機関の説明に特に不合理な点はないことから、本件処分は妥当であるといえる。よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 元年 8月 2日	諮問書の受理
令和 元年12月23日 (第56回審査会)	審 議
令和 2年 1月31日 (第57回審査会)	審 議
令和 2年 2月28日 (第58回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第44号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市議会（以下「実施機関」という。）が行った全部不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成30年12月6日、審査請求人は、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）第14条の規定に基づき、実施機関に対し、平成30年12月6日に和歌山市議会事務局職員立会のもと行われた2人の市議会議員と対話を行った際の録音記録、書き起こし、及びその他関連資料一式（以下「本件対象文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年12月10日、実施機関は、本件請求について公文書として保管されておらず不存在であるとして全部不開示の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成30年12月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和元年9月9日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

本件処分において、開示を請求した録音記録については、録音するに際して、「後日、音声と書き起こしを頂戴できることで録音に同意」したものであるのにも関わらず、実施機関は、本件請求に対し、録音記録は議員が消去済であること、及び公文書として保管され得ないと主張し、開示を違法に拒んだものである。そもそも和歌山市個人情報保護条例第12条では、「実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、保有個人情報の保

護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。」とし、「(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。」を明記しているが、データを勝手に消去したのであれば、同条例に違反し、保有個人情報の適正な維持管理に努めるところか、保有個人情報の滅失、き損その他の事故を故意に起こしたことになる。

以上より、本件処分を取り消し、求めている公文書の全てを開示し、和歌山市個人情報保護条例違反の再発防止の具体策を示すことを求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

保有個人情報とは、和歌山市個人情報保護条例第2条第4号において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（中略）に記録されているものに限る。」と規定されている。さらに公文書については、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号）第2条第2号にて「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（中略）及び電磁的記録（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。本件対象文書は、議員が面談の後、参考とするために個人的な備忘録としてのメモを残すにあたり、実施機関職員に指示し録音させたものであり、実施機関においては組織的に用いる意図を有していなかったものである。また、本件面談後に議員が個人的な備忘録として作成したメモについても、後日、議員が任意で審査請求人に提供しているが、実施機関がこれを組織的に用いる意図を有していたものではない。つまり、本件対象文書は、実施機関の職員が組織的に用いるものではなく公文書には該当しないことになり、結果、保有個人情報にも当たらない。

よって、本件請求について、和歌山市個人情報保護条例第20条第2項の「開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき」に該当するとして全て不開示と決定し、同項に基づきその旨を個人情報開示決定通知書により通知したところであり、本件処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることである。

審査請求人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努

めた。

2 争点に対する審査会の判断

実施機関は、平成30年12月10日付け和歌山市指令議第485号「個人情報開示決定通知書」において、和歌山市個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有個人情報は存在しないとし、全部不開示の決定処分を行っている。

一方、審査請求人は、本件対象文書が和歌山市個人情報保護条例第2条第4号にいう保有個人情報であると主張している。また、和歌山市個人情報保護条例第12条に基づき、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならないのに、消去したと主張するのは明らかな条例違反であると述べている。

これに対し、実施機関は、和歌山市個人情報保護条例第2条第4号を引用し、保有個人情報とは、「実施機関の職員が職務上作成し又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの」であり、「公文書に記録されているものに限る。」ものであるとし、公文書か否かの判断については、和歌山市情報公開条例第2条第2号の「実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの」との定義をもとに、本件対象文書が公文書には該当しない旨主張している。

争点は、本件対象文書が保有個人情報に該当しないという実施機関の判断の妥当性である。以下、検討する。

本件における審査請求人と特定議員2人との面談（以下「本件面談」という。）について、当該議員2人は議員の立場であるものの、会派の幹事長及び経理責任者としての立場で行ったものである。ここでいう会派とは、政治上の理念や政策を共有する議員によって議会活動を共に行うことを目的として結成されものであり、組織上、議会からは独立した任意の団体であることが認められる。したがって、会派は条例に規定する実施機関には含まれず、会派の幹事長及び経理責任者も実施機関の職員に当たらないことから、本件面談は実施機関として行われたものではないことが認められる。

さらに、当該議員からの要請により対話録音の行為を実施したのは実施機関の職員であるが、その目的は議員の個人的な備忘録とするためであったとのことであり、録音記録を面談終了後に議員に手渡していることなどからも、実施機関として保有することを意図したものではないことが裏付けられる。また、同様に、書き起こし又はその他関連資料が存在するとしても、当該録音記録に基づき議員個人が備忘録として作成し、保管していたものであると考えられる。実際、実施機関によると、議員は審査請求人に対し、当該メモを個人的なものとして任意で提供しているとのことである。

これらのことから、本件対象文書は、和歌山市個人情報保護条例第2条第4号に規定する、職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものに該当しないことが認められる。

なお、審査請求人は、後日録音記録と書き起こしを提供することを条件に録音を同意した経緯があるため、公文書として保管されてあるべきと主張しているが、その録音条件に

については、実施機関の職員は同席の事実は認めているものの、あくまでも議員と審査請求人との間のやり取りであり、実施機関としてそれを判断する立場にはなかったと認められる。

以上のことから、本件対象文書は保有個人情報として認められず、また、他に本件対象文書が保有個人情報として存在していることを窺わせる具体的な事情も確認することができないことから、本件処分は妥当である。

3 その他

審査請求人は、議員の対応等について種々意見を述べているが、これらの主張については、当審査会で審議する対象ではなく、またその判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 元年 9月 9日	諮問書の受理
令和 元年12月23日 (第56回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 2年 1月31日 (第57回審査会)	審 議
令和 2年 2月28日 (第58回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第45号)

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が不存在を理由として不開示とした決定について、特定の市議会議員のリース車両が特定できる資料については、政務活動費収支報告書に添付されてあるリース納品請求書を新たに請求文書として特定した上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。また、その他請求文書についても、実施機関において再度保有公文書を点検し、該当する文書があれば、それら文書についても特定した上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成31年3月2日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、特定の市議会議員の政務活動費のうちガソリン代の明細がわかるもの、特定の市議会議員2人のリース車両契約書、車両ナンバー等車両が特定できるもの、全議員のガソリン代を支出した車両の情報5年分、並びに文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの（以下「対象文書」という。）の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

平成31年3月26日、実施機関は、対象文書が公文書として不存在であるとして、全部不開示とする決定を行った。

3 審査請求

令和元年5月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和元年9月9日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

実施機関は、不存在の理由をきちんと答えていない。政務活動費は税金が原資であり、同支出に対する疑義の有無に関わらず、実施機関として根拠となる資料を備えるべきであると同時に、説明義務が存在するのは自明の理であることから、対象文書は存在してしるべきである。それにも関わらず、実施機関は、和歌山市情報公開条例に違反し、不存

在であるとして不開示としたものである。

以上のことから、実施機関の判断は誤ったものであるため、本件処分を取り消し、対象文書の全部の開示を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 和歌山市議会における政務活動費については、和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第5号）（以下「政務活動費交付条例」という。）第7条第1項で「会派の代表者は、政務活動費に係る収入および支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、その使途の透明性の確保を図るため当該収支報告書に係る金銭の支払に関する証拠書類（以下「証拠書類」という。）の写しとともに（中略）議長に提出しなければならない。」と規定されている。

また、収支報告書については、和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第29号）（以下「政務活動費交付条例施行規則」という。）第6条においてその様式が定められているものの、証拠書類の写しの範囲や具体的に提出しなければならないものについては、政務活動費交付条例をはじめとする関係規程に定めがなく、証拠書類として、領収書、受領書、振込受領書その他一般的に金銭の支払を証すると認められるものが該当すると理解すべきところである。

その上で審査請求人が開示を求めるものは、政務活動費交付条例にて提出が義務付けられている証拠書類の内容を更に説明するものであるが、そのような書類は、政務活動費交付条例をはじめとする関係規程において提出は義務付けられておらず、本件に係る収支報告書においても添付されていないことから、実施機関においては保有していない。

- 2 政務活動費交付条例第6条には「会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。」と規定され、また政務活動費交付条例施行規則第9条では「経理責任者は、政務活動費に係る会計帳簿を調製するとともに、証拠書類を整え、これらの書類を（中略）保管する職務を行う。」と規定されている。ここでいう会派とは、政治的信条等と同じくする議員の任意の同志的集合体であって、組織上議会そのものに属するものではなく、会派の活動全般に議長の指揮権限が及ぶものではないため、会派は実施機関としての議会に含めることはできない。よって、会派に対象文書が存在するとしても、会派における経理責任者は実施機関の職員には該当せず、経理責任者が保管することとされている書類についても、実施機関が保有する公文書に該当しないものである。

- 3 以上のことから、実施機関が行った、該当する公文書が不存在であるため全部不開示とした本件処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。審査請求人は実施機関が行った本件処分取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

実施機関は、審査請求人が開示を求めるものは、政務活動費交付条例にて提出が義務付けられている証拠書類の内容を更に説明するものであるが、そのような書類は政務活動費交付条例をはじめとする関係規程において提出が義務付けられておらず、実施機関としては取得していないとし、また、会派において存在する可能性はあるものの、会派は実施機関に当たらず、保管することとされている書類も公文書に該当しないと主張している。これに対し審査請求人は、政務活動費は税金が原資であり、同支出に対する疑義の有無によらず、実施機関として疎明資料を備えるべきであり、また説明義務が存在するのは自明の理であるとし、実施機関として税金の用途に対する説明責任が果たされていない旨主張している。審査会においては、対象文書を取得しておらず、また、会派が所有している文書は公文書に当たらないとする実施機関の説明の妥当性について、次のとおり検討・審議を行った。

(1) 実施機関における対象文書取得の有無について

ア 特定の市議会議員の政務活動費のうちガソリン代の明細がわかるものについて

政務活動費交付条例に規定する収支報告書とともに提出が義務付けられている証拠書類とは、領収書、受領書等の金銭の支払いを証すると認められるものが該当するとする実施機関の解釈は合理的であり、妥当なものであると言える。その上で、これら証拠書類が収支報告書に添付されていれば、その詳細な内訳の提出までは義務付けられておらず、よって、対象文書は取得していないとする実施機関の主張についても特段不合理な点はないと判断できる。実際、本件に係る政務活動費に関する収支報告書について確認したところ、収支報告書には領収書等が添付されており、その内訳が記載されたものの添付は確認できなかった。

イ 特定の市議会議員2人分のリース車両契約、車両ナンバー等車両が特定できるもの、全議員のガソリン代を支出した車両の情報及び文書件名簿について

審査会において和歌山市議会のホームページ上に掲載されている政務活動費の領収書等の写しを確認したところ、当該特定議員の1人において、収支報告書に添付されている「政務活動費支出調書兼領収書等貼付用紙」に別紙として添付されている「リース納品請求書」において、リース車両の情報として、車名、型式、車体番号及び登録ナンバーが記載されており、その内、車体番号及び登録ナンバーが開示事項とし

て黒塗りされた状態であることが認められた。これについて、実施機関に確認したところ、当該文書については、会派から黒塗りがされていない状態で提出があったものを、公開用文書を作成するために実施機関職員が複製の上、黒塗りしたものであり、提出された原本は別途保存しているとのことであった。このことから、当該文書は車両が特定できるものとして請求対象文書であると言える。以上のことから、実施機関は当該文書を本件請求に係る公文書として特定し、改めて開示又は不開示の決定を行うべきである。また、「全議員のガソリン代を支出した車両の情報」についても、収支報告書及びその添付書類等を改めて確認し、請求内容に該当する文書があれば、それら文書についても特定し、改めて開示又は不開示の決定を行うべきである。その上で、特定された文書に係る文書件名簿についても存在するのであればこれを特定し、開示・不開示の決定を行うべきである。

(2) 会派の所有する文書の公文書該当性について

対象文書について、会派において対象文書を保有している可能性を否定し得ないことから、会派が保有している文書の公文書該当性について、改めて検討する。条例第2条第2号に、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されているところである。本件について、会派が対象文書を保有している場合であっても、会派は政治上の理念や政策を共有する議員によって議会活動を共に行うことを目的として結成されものであり、組織上、議会からは独立した任意の団体であることが認められる。よって、会派は条例に規定する実施機関には含まれないことから、その所有する文書も公文書には当たらないと解すべきである。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 元年 9月 9日	諮問書の受理
令和 元年12月23日 (第56回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 2年 1月31日 (第57回審査会)	審 議
令和 2年 2月28日 (第58回審査会)	審 議
令和 2年 3月24日 (第59回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書
令和元年度

令和2年9月発行

和歌山市総務局総務部市政情報課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1314 (直通)

FAX 073-425-0377